

屯田西公園ほか2公園維持管理特記仕様書（第5公募区）

【特記事項】

- (1) 屯田西公園、太平公園及び新琴似グリーン公園の管理主体は、北区土木部維持管理課であり、通常業務の報告先、事業報告書及び四半期ごとの請求書の提出先となる。
- (2) 第5公募区において札幌市が備え付ける備品は、別紙1「札幌市が貸与する車両及び物品」に記載されているものとし、指定管理者に無償で貸与するものとする。

1、屯田西公園

- (1) 所在地 北区屯田4条9～10丁目
- (2) 面積 112,872 m²
- (3) 管理区域 別図のとおり
- (4) 主な施設 野球場、庭球場、陸上競技場、パークゴルフ場、ウォータースライダー、管理事務所ほか
- (5) 有料施設

施設の開放期間及び時間は下記を標準とし、市と協議して決定すること。

ア 野球場（1面、夜間照明あり）

(ア) 利用期間 4月29日～11月3日

(イ) 休業日 なし

(ウ) 利用時間 4月29日～11月3日 午前5時～午後8時

(エ) 使用料 1面1時間1,200円
夜間照明30分につき1,200円

(オ) 夜間照明

夜間照明点灯時刻は下記のとおり（庭球場も同じ）

4月29日～ 5月31日 午後6時30分

6月 1日～ 7月20日 午後7時

7月21日～ 8月20日 午後6時30分

8月21日～ 9月10日 午後6時

9月11日～ 9月30日 午後5時

10月 1日～11月 3日 午後4時30分

(カ) 備考 令和6年度は、改修工事のため休止する予定。

イ 硬式庭球場（4面、夜間照明あり）※改修工事後は8面になる予定。

(ア) 利用期間 4月29日～11月3日

(イ) 休業日 なし

(ウ) 利用時間 4月29日～11月3日 午前7時～午後8時

(エ) 使用料 1面1時間640円
夜間照明30分につき120円

(オ) 備考 令和5年度は、改修工事のため休止する予定。

(7) 公園便所

設置場所	公便 番号	型	身障	冬季 開放	便器数	摘 要
遊具側駐車場 身障	1 2	N	○	×	大 1	
遊具側駐車場	1 6	新 C	○	×	大 3 小 2	プール
庭球場	2 7	C		×	大 3 小 4	令和 5 年度改修予定
野球場 1	2 1	B		○	大 3 小 4	令和 6 年度改修予定
野球場 2(多目 的トイレ)	6 7	福単	○	×	大 1 小 1	No. 21 隣 福祉部施工 令和 6 年度撤去予定

(8) 有料運動施設予約・受付

屯田西公園、新琴似グリーン公園、太平公園の 3 公園の有料運動施設予約・受付業務を全て屯田西公園にて行うこと。

(9) パークゴルフ場横駐車場の冬期使用

冬期間は、パークゴルフ場横駐車場（11 月下旬から 3 月下旬）は、「除雪センター」として使用される。

(10) 維持管理作業計画及び管理基準

公園維持管理業務について、年間の作業計画を別紙 2「屯田西公園」年間作業計画及び維持管理基準表を参考にして作成すること。

(11) 屯田西公園防風保安林指定部分の維持管理について

防風保安林（石狩森林管理署より無償貸付）において維持管理に必要な作業を行う際は、下記表のとおり北区土木部維持管理課に事前・事後の連絡を行うこと。

内容 ^{※1,2}	北区土木部への連絡 ^{※3}		備考
	事前連絡	事後報告	
危険木伐採		○	強風等で倒れた安全上支障になる危険木を処理する場合
枯損木伐採	○ (緊急性低)	○ (緊急性高)	安全上支障となると判断される(緊急性が高い)場合は事後報告
立木伐採	○		「立木調査」や「補償料納入」後に伐採が可能 その際、防風保安林・保健保安林としての機能に留意しながら慎重な検討を行うものであり、全てが伐採できるものではない。
危険な枝を切る		○	強風等で途中から枝が折れてしまい、安全上支障になる枝を切る場合

安全上支障となる枝を切る	○ (可能な限り)		電線や照明に枝がかかっている、又は安全な歩行に支障となる枝を切る場合
樹木の健全な育成に支障となる枝を切る	○ (緊急性低)	○ (緊急性高)	枯れ枝、病気枝等、樹木の健全な育成に支障となる枝を切る場合。安全上支障となると判断される(緊急性が高い)場合は事後報告
健康な木の枝を切る	○		周囲からの苦情(日照や落ち葉等)で健康な枝を切る場合。その他は原則不可。石狩森林管理署の確認後、処理する。その際、防風保安林・保健保安林としての機能に留意しながら慎重な検討を行うものであり、全てが枝切りできるものではない。
草刈り	×	×	連絡不要
工作物の改修・増築等	○		「貸付契約に基づく承認申請」と「森林法(保安林)に基づく申請」が必要になる場合あり

※1 いずれの処理方法も抜根をせず、表土をなるべく傷めない方法で行う場合
(抜根が生じる場合は、必ず北区土木部維持管理課への連絡が必要)

※2 判断に迷う場合はその都度連絡する

※3 事前連絡、事後報告共に、処理する樹木の位置と処理前、処理後の写真を北区土木部維持管理課に送付する。

2、新琴似グリーン公園

- (1) 所在地 北区新琴似4条14丁目
- (2) 面積 32,261㎡
- (3) 管理区域 別図のとおり
- (4) 主な施設 野球場、庭球場ほか
- (5) 有料施設

施設の開放期間及び時間は下記を標準とし、市と協議して決定すること。

ア 野球場 (1面)

(ア) 利用期間 4月29日～11月3日

(イ) 休業日 なし

(ウ) 利用時間 4月29日～ 8月31日 午前5時～午後7時
9月 1日～ 9月30日 午前5時～午後6時
10月 1日～11月 3日 午前5時～午後5時

(エ) 使用料 1面1時間1,200円

イ 硬式庭球場 (3面)

- (ア) 利用期間 4月29日～11月3日
 (イ) 休業日 なし
 (ウ) 利用時間 4月29日～ 8月31日 午前7時～午後7時
 9月 1日～ 9月30日 午前7時～午後6時
 10月 1日～11月 3日 午前7時～午後5時
 (エ) 使用料 1面1時間640円

(6) 無料施設

施設の開放期間及び時間は下記を標準とし、市と協議して決定すること。

施設名	開放期間	開放時間	特記事項
駐車場	4月中旬～11月下旬	終日	冬期間閉鎖

(7) 公園便所

設置場所	公便番号	型	身障	冬季開放	便器数	摘要
遊戯広場	18	C		×	大3小3	
遊戯広場	92	福単	○	×	大1	福祉部施工

(8) 維持管理作業計画及び管理基準

公園維持管理業務について、年間の作業計画を別紙3の「新琴似グリーン公園」年間作業計画及び維持管理基準表を参考にして作成すること。

3 太平公園

- (1) 所在地 北区太平12条3丁目
 (2) 面積 39,944㎡
 (3) 管理区域 別図のとおり
 (4) 主な施設 野球場、庭球場、ウォータースライダー他
 (5) 有料施設

施設の開放期間及び時間は下記を標準とし、市と協議して決定すること。

ア 野球場 (1面)

- (ア) 利用期間 4月29日～11月3日
 (イ) 休業日 なし
 (ウ) 利用時間 4月29日～ 8月31日 午前5時～午後7時
 9月 1日～ 9月30日 午前5時～午後6時
 10月 1日～11月 3日 午前5時～午後5時
 (エ) 使用料 1面1時間1,200円

イ 庭球場 (2面)

- (ア) 利用期間 4月29日～11月3日
 (イ) 休業日 なし
 (ウ) 利用時間 4月29日～ 8月31日 午前7時～午後7時
 9月 1日～ 9月30日 午前7時～午後6時
 10月 1日～11月 3日 午前7時～午後5時

(エ) 使用料 1面1時間 640円

(6) 無料施設

施設の開放期間及び時間は下記を標準とし、市と協議して決定すること。

施設名	開放期間	開放時間	特記事項
駐車場	4月中旬～11月下旬	終日	冬期間閉鎖
パークゴルフ場	5月～10月	終日	冬期間閉鎖
ウォーター スライダー	7月～8月(50日間)	9時～16時	冬期間閉鎖

(7) 公園便所

設置場所	公便番号	型	身障	冬季開放	便器数	摘要
駐車場	13	新C	○	○	大3小2	
自由広場	45	E		×	大2小1	

(8) 維持管理作業計画及び管理基準

公園維持管理業務について、年間の作業計画を別紙4の「太平公園」年間作業計画及び維持管理基準表を参考にして作成すること。